

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和 7 年 3 月 4 日

○出席委員（５名）

委 員 長 坂 倉 広 子

委 員 山 本 欽 久

委 員 南 川 則 之

委 員 瀬 崎 伸 一

委 員 戸 上 健

○欠席委員（１名）

副 委 員 長 山 本 哲 也

○出席説明者（なし）

○職務のために出席した事務局職員

事 務 局 長 岩 井 太

議 事 総 務 係 岡 村 なぎさ
書 記

次 長 兼 平 山 智 博
議 事 総 務 係 長

(午前 9時30分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

山本哲也委員より欠席の連絡がありましたので、ご承知おきください。

2月28日に山本哲也議員より一身上の都合により議員を辞職したく、鳥羽市議会会議規則第144条の定めにより議長へ辞表が提出されました。

つきましては、山本哲也議員の議員辞職について、本会議での取り扱いを協議したいと思いますので、よろしくお願いします。

早速ですが、山本哲也議員の議員辞職の件につきまして、取り扱いを事務局長から説明させます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、私からご説明いたします。

地方自治法第126条の定めにより、「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。」とされています。

本市議会は通年会期制を採用していることから、閉会中という概念は原則存在しませんので、議会の許可が必要となります。

今回、山本哲也議員から2月28日に議長へ辞表が提出されましたので、その直近である本日の本会議冒頭に議題として上程することになります。

次に、本会議での取り扱いにつきましては、鳥羽市議会会議規則第144条第2項の定めにより、「議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。」とされています。

つきましては、議長が議事日程第1で会議録署名議員を指名後、日程第2で議員辞職についてを議題として供された時点で、山本哲也議員には除斥していただく予定をしておりましたが、本人より欠席する旨の報告がありましたので、そのまま表決へと進めさせていただきます。

なお、表決につきましては、異議の有無を諮る簡易表決で行います。

なお、日程第3の一般質問の開始が5分ほど遅れる見込みですが、2人目の世古安秀議員の通告が1件であることから時間変更は行わず、通常通りの進行とさせていただきます。

私からの説明は以上です。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議員辞職の件については、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議員辞職の件の取り扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

以上をもちまして議会運営委員会を散会いたします。

(午前 9時33分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年3月4日

議会運営委員長 坂 倉 広 子